

令和7年度 大東市教育委員会

12月定例会議事録

1. 開催年月日

令和7年12月25日（木） 午前10時00分～午前10時20分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

・教育長	岡本 功
・教育長職務代理者	太田 忠雄
・教育委員	齊藤 めぐみ
・教育委員	中野 健一郎
・教育委員	工藤 真由美

4. 出席説明員（14名）

・教育総務部長	北本 賢一
・学校教育政策部長	渡邊 良
・教育総務部総括次長兼学校管理課長	芦田 雄一
・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長	村島 正浩
・教育総務部次長兼教育企画室長兼課長兼学校教育政策部教育企画室長兼課長	有東 良博
・教育総務部教育総務課長	吉田 詠二
・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長	前島 康浩
・教育総務部教育総務課北条青少年教育センター所長	青木 浩之
・教育総務部家庭・地域教育課長	山元 淳
・学校教育政策部教職員課長	泉谷 匡俊
・学校教育政策部ICT教育戦略課長	川阪 栄介
・学校教育政策部教育研究所長兼課長	筧 誠人
・学校教育政策部ICT教育戦略課参事	山本 和人
・教育総務部教育総務課課長補佐	西村 公江

5. 傍聴者 2名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 議事録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教育長の報告
- 日 程 第 3 教委報告第9号
大東市教育委員会事務局人事に係る臨時代理の報告について
- 日 程 第 4 教委報告第10号
府費負担教職員の人事に関する内申に係る臨時代理の報告について
- 日 程 第 5 教委議案第32号
大東市立中学校生徒の善行表彰について
- 日 程 第 6 一般業務報告

7. 教育長の報告 資料

令和7年 11月

令和7年12月25日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	土	運動会(諸福幼・北条小)	
2	日		
3	月	文化の日表彰式典、大東市こども会フェスティバル「広報作品」表彰式典	
4	火		
5	水		
6	木	予算決算委員会(後期全体会)[決算審査]	
7	金	人権の花運動(灰塚小)、SE公開研究会(氷野小)、表敬訪問(全日本 U10 グリーンボール)	
8	土	北条ふれ愛フェスティバル	
9	日	だいとう市民まつり	
10	月	生徒会との交流会(大東中)	
11	火	生徒会との交流会(谷川中)	
12	水	校園長会、生徒会との交流会(南郷中)	
13	木		
14	金	弁論大会	
15	土		
16	日		
17	月	幹部会議	
18	火	教頭・主任会	
19	水	環境との共生推進本部会議	
20	木	教育委員会定例会	
21	金	生徒会との交流会(北条中)	
22	土	社会教育関係団体連絡協議会スポーツ大会	
23	日	勤労感謝の日	
24	月	振替休日	
25	火		
26	水	本会議、予算決算委員会(前期全体会)、小学校連合音楽会	
27	木		
28	金	人権週間街頭啓発	
29	土	大東退職教職員作品展	
30	日	農業まつり・農産物品評会	
※備考※ 変更となる場合があります。			

令和7年 12月

令和7年12月25日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考	
1	月	生徒会との交流会(深野中)		
2	火	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)、北河内地区教育委員会委員研修会		
3	水	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)		
4	木	校園長会		
5	金			
6	土	薬物乱用防止対話集会、「図書館を使った調べる学習コンクール」表彰式		
7	日			
8	月			
9	火	教頭・主任会		
10	水			
11	木	表敬訪問(チアダンス)		
12	金	予算決算委員会(後期全大会)、大阪府立野崎高等学校創立五十周年記念式典		
13	土			
14	日			
15	月	本会議		
16	火	本会議		
17	水	本会議		
18	木	総合計画・総合戦略推進本部会議、庁舎整備に関する推進本部会議		
19	金			
20	土			
21	日			
22	月			
23	火		2学期終業式(幼稚園)	
24	水		2学期終業式(小・中学校)	冬季 休業日 ～
25	木	教育委員会定例会	冬季 休業日 ～	
26	金		仕事納め	幼稚園
27	土		～	幼稚園
28	日		小・中学校	～
29	月		閉 学 期 間	小・中学校
30	火		～	
31	水			

«備考»
変更となる場合があります。

令和8年 1月

令和7年12月25日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考		
1	木				
2	金		閉 庁	冬 季 休 業 日 （ — ）	冬 季 休 業 日 （ — ）
3	土		期 間	↓	
4	日			小 ・ 中 学 校	幼 稚 園 （ — ）
5	月	年頭挨拶、全体会議	仕事初め		
6	火			3学期始業式 (小・中学校)	
7	水				↓
8	木				
9	金	総合教育会議、生徒会との交流会(住道中)			↓
10	土				
11	日	消防出初式			
12	月	「成人の日」記念式典			
13	火	幹部会議	3学期始業式 (幼稚園)		
14	水				
15	木	校園長会			
16	金	市町村教育委員会研究協議会(オンライン)			
17	土				
18	日	大東市こども会駅伝選手権大会、大東市スポーツ少年団新年交歓会			
19	月				
20	火				
21	水	大東・四條畷地区保護司会新年互礼会			
22	木	教頭・主任会			
23	金	総合計画・総合戦略推進本部会議、大阪府都市教育長協議会定例会			
24	土	大東市家庭教育講演会			
25	日				
26	月	(仮称)ほうじょう学園施設整備事業 総合評価審査委員会			
27	火	大阪府市町村教育委員会研修会、北河内地区教育長協議会			
28	水				
29	木				
30	金				
31	土				
《備考》 変更となる場合があります。					

8. 議案書

教委議案第32号

大東市立中学校生徒の善行表彰について

特に他の模範となる行為が認められた生徒について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第19号及び大東市教育委員会表彰及び感謝状授与に関する規程（平成16年教委令第1号）第8条の規定に基づき、次のとおり提出し、選考を求める。

令和7年12月25日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

1. 善行表彰候補者

大東市立深野中学校生徒 10名

2. 善 行 の 概 要

令和7年9月頃、登校途中に路上を歩く迷子の幼児を保護し、集団で大阪府四條畷警察署まで同行し、保護を依頼した。この行動により、当該幼児の身体及び生命の危険を未然に防止することに寄与した。

理 由

大東市教育委員会表彰及び感謝状授与に関する規程第3条第2号の規定に基づき表彰を受けるべき者の選考を行うため。

○大東市教育委員会表彰及び感謝状授与に関する規程（抜粋）

平成16年9月27日

教委庁達第1号

（児童生徒の表彰）

第3条 委員会は、委員会の所管に属する学校の児童生徒のうち、次の各号のいずれかに該当するものを表彰することができる。

- (1) 有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をした者
- (2) 特に他の模範となる行為があった者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が表彰することが適当であると認める者

（表彰の時期）

第7条 表彰は文化の日に行う。ただし、委員会が必要と認めるときは、隨時行うことができる。

（選考）

第8条 表彰を受けるべき者の選考は、教育長の選考に基づき委員会においてこれを行う。

○大東市教育委員会表彰及び感謝状授与の基準等に関する要綱（抜粋）

平成25年7月29日

教委要綱第12号

第3条 表彰規程第3条に規定する児童生徒で表彰することができるものは、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

(1) 表彰規程第3条第1号に掲げる者	公的機関が主催又は後援する大阪府規模以上の大会、審査会、コンクール、選考会、研究大会、技能大会等において入賞（佳作入賞を除く。）した者
(2) 表彰規程第3条第2号に掲げる者	ア 人命救助、災害の未然防止その他これらに類する行為を行った者 イ 心身障害者、高齢者等への福祉活動を長期（2年以上）にわたり継続的に行った者 ウ 地域、学校等において環境美化等の奉仕活動を長期（2年以上）にわたり継続的に行った者
(3) 表彰規程第3条第3号に掲げる者	前2号の右欄に掲げる行為等に準じる行為等があった者その他の委員会が表彰することが適当であると認める者

9. 一般業務報告

1. 令和7年12月大東市議会定例月議会における議決事項について

議案第94号

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例について

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月26日提出

大東市長 逢坂伸子

理由

図書館の設置、管理及び廃止に関する事務について、市長が管理し、及び執行するため。

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和2年条例第41号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中才をカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 大東市立図書館条例（平成17年条例第15号）に規定する大東市立中央図書館、
大東市立西部図書館及び大東市立東部図書館

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会により行われた処分その他の行為又はこの条例の施行の日前に教育委員会に対して行われた手続その他の行為で、改正後の大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の規定に基づき市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後において、市長により行われた処分その他の行為又は市長に対して行われた手續その他の行為とみなす。

（大東市立図書館条例の一部改正）

3 大東市立図書館条例（平成17年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第6条から第9条までの規定中「委員会」を「市長」に改める。

第10条第1項及び第2項中「委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「委員会の」を「市長が別に」に改め、同条第5項中「委員会」を「市長」に改める。

第12条中「委員会が別に」を「規則で」に改める。

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
大東市立図書館条例

新
(大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。
(1) (略) ア～ウ (略) エ <u>大東市立図書館条例（平成17年条例第15号）に規定する大東市立中央図書館、大東市立西部図書館及び大東市立東部図書館</u> オ (略) カ (略)
(2) ~ (4) (略)
(大東市立図書館条例)
第1条～第4条 (略) (開館時間) 第5条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、 <u>市長</u> が必要があると認めたときは、これを変更することができる。 （略） (休館日)

主要改正点

- ・大東市立中央図書館、大東市立西部図書館及び大東市立東部図書館の設置、管理及び廃止に関することについて、市長が管理し、及び執行することとしたこと。

新旧対照表

旧
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。
(1) (略) ア～ウ (略) エ <u>大東市立図書館条例（平成17年条例第15号）に規定する大東市立中央図書館、大東市立西部図書館及び大東市立東部図書館</u> オ (略) カ (略)
(2) ~ (4) (略)
第1条～第4条 (略) (開館時間) 第5条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、 <u>大東市教育委員会（以下「委員会」という。）</u> が必要があると認めたときは、これを変更することができる。 （略） (休館日)

新

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(略)

(使用料)

第7条 (略)

2 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(入館の制限等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒絶し、退去を命じ、又は施設、設備若しくは収集、整理、保存されている図書、記録その他の資料（以下「図書館資料」という。）の使用を禁止することができる。

(1) ~ (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が図書館への入館又は施設、設備若しくは図書館資料の使用を不適当であると認める者

(使用者の損害賠償義務)

第9条 (略)

2 前項の規定による図書館資料の賠償は、現物によるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長の指定する代物又は相当の代金をもって、これに代えることができる。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に各図書館の管理を行わせることができる。

2 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

3 (略)

旧

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(略)

(使用料)

第7条 (略)

2 委員会は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(入館の制限等)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒絶し、退去を命じ、又は施設、設備若しくは収集、整理、保存されている図書、記録その他の資料（以下「図書館資料」という。）の使用を禁止することができる。

(1) ~ (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が図書館への入館又は施設、設備若しくは図書館資料の使用を不適当であると認める者

(使用者の損害賠償義務)

第9条 (略)

2 前項の規定による図書館資料の賠償は、現物によるものとする。ただし、委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、委員会の指定する代物又は相当の代金をもって、これに代えることができる。

(指定管理者による管理)

第10条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に各図書館の管理を行わせることができる。

2 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が別に定める業務

3 (略)

新

- 4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が別に定めるところに従い図書館の管理を行わなければならない。
- 5 第7条（第2項第3号に規定する利用料金の収受を行わせる場合に限る。）、第8条及び前条第2項の規定は、第1項の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第7条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条及び前条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第11条（略）

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

旧

- 4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他委員会の定めるところに従い図書館の管理を行わなければならない。
- 5 第7条（第2項第3号に規定する利用料金の収受を行わせる場合に限る。）、第8条及び前条第2項の規定は、第1項の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第7条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第8条及び前条第2項中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

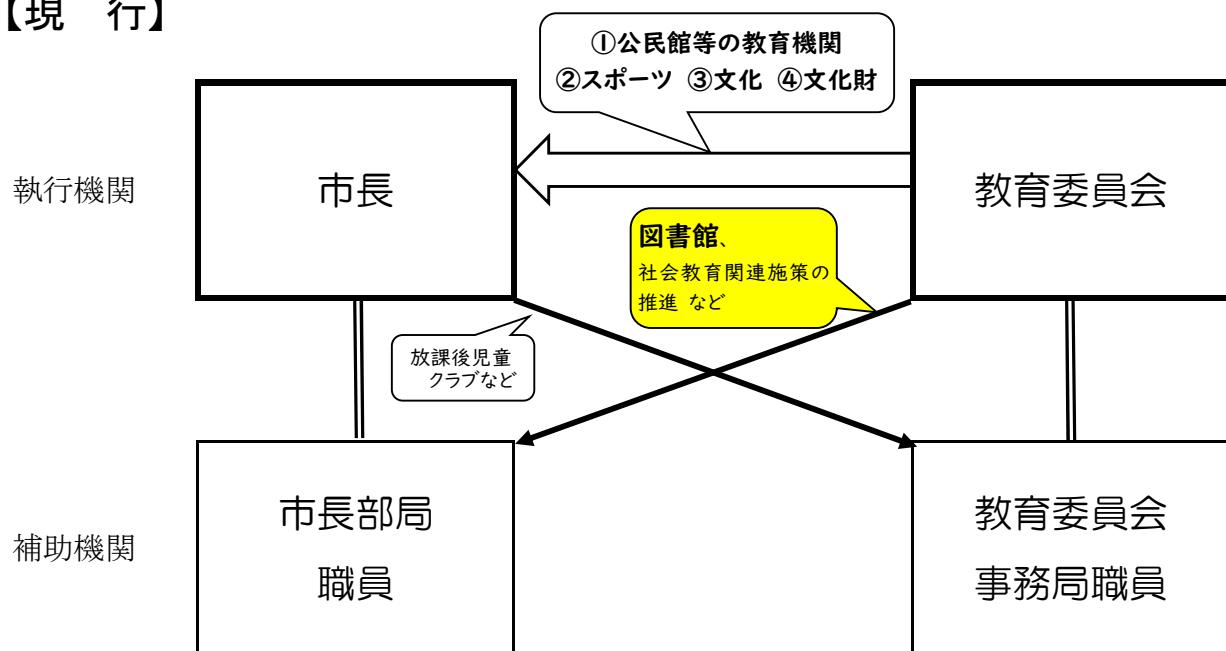
第11条（略）

（委任）

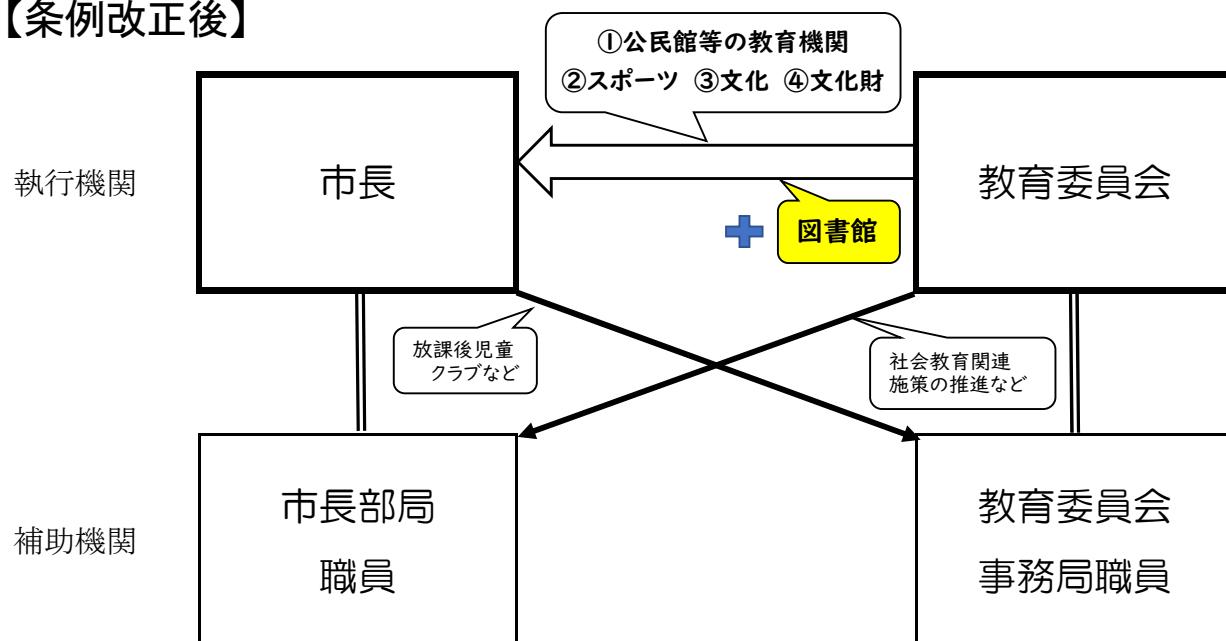
第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正 (大東市立図書館条例の一部改正)

【現 行】



【条例改正後】



	委任 (教育委員会の権限の一部を市長に移し、市長の権限として執行させること)
	補助執行 (市長／教育委員会の権限に属する事務について、教育委員会事務局職員／市長部局職員に分けて処理させること)

令和7年12月教育委員会定例会
一般業務報告
教育総務部

令和7年度大東市一般会計補正予算(第3次)について

歳入

【学校管理課所管】

○学校施設環境改善交付金(小学校) △9, 333千円

四条北小学校校舎空調機の整備方法の変更（工事⇒リース）による
工事費用の減額に伴う国庫補助金の減少

○学校施設整備基金繰入金 △17, 062千円

四条北小学校校舎空調機の整備方法の変更（工事⇒リース）による
工事費用の減額に伴う基金の取り崩し額の減少

歳出

【学校管理課所管】

○小学校維持管理・保健経費 △70, 385千円

執行が次年度へ見送りとなった以下の工事に係る修正設計業務委託料

住道北小学校長寿命化改良工事 4, 290千円

住道南小学校屋内運動場長寿命化改良工事 1, 320千円

四条北小学校校舎空調機改修工事の取止めに伴う不執行見込額

工事設計意図伝達業務委託料 △495千円

機械設備工事（前払金） △68, 900千円

電気設備工事（前払金） △10, 700千円

四条北小学校校舎空調設備リースに伴う所要額

電気設備工事（前払金） 4, 100千円

債務負担行為

【学校管理課所管】

○小学校維持管理・保健経費(期間:令和7~9年度) 限度額 21,743千円

四条北小学校校舎空調設備リースに伴う所要額

空調設備リース料	12,775千円
電気設備工事(完了払)	6,328千円
機械設備工事(既存空調機の撤去)	2,640千円

○小学校給食運営経費(期間:令和7~8年度) 限度額 330,334千円

新1年生用物品購入費、給食賄材料費等に係る経費^(※)

(※物価高騰のため 15円/食 [累計額 75円] を上乗せ)

○中学校給食運営経費(期間:令和7~8年度) 限度額 197,049千円

給食賄材料費等に係る経費^(※)

学校給食費管理システム保守業務委託料

(※物価高騰のため 20円/食 [累計額 95円] を上乗せ)

【家庭・地域教育課所管】

○家庭教育支援事業(期間:令和7~8年度) 限度額 1,600千円

いくカフェ(企業)開催に係る業務委託料

10. 会議録

岡本教育長	定刻になりました。 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。
北本部長	本日の出席は教育長及び教育委員 4 名、合計 5 名でございます。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定により本会議は成立することを報告申し上げます。
岡本教育長	報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から 12 月の教育委員会定例会を開催いたします。
岡本教育長	傍聴にお越しの皆様、本日は令和 7 年 12 月定例会に傍聴参加いただきありがとうございます。今年最後の定例会でございます。よろしくお願ひいたします。
岡本教育長	まず、日程第 1 「議事録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、齊藤委員によろしくお願ひいたします。
岡本教育長	次に日程第 2 「教育長の報告」でございます。 これは、私の教育長としての活動を紹介する中で、私が感じたことや考えていること等をお伝えし、委員の皆様と情報交換を行うものです。 本日は 5 点について報告いたします。 まず 1 点目は、市内中学校生徒会との交流会でございます。現在までに 6 校において実施いたしました。 各中学校の生徒会役員と交流を行い、生徒会の取組み、行事などについて説明を聞き、また生徒会活動のやりがいや悩み、学校生活の様子などについても意見交換をしました。 プレゼンテーション力や応答力、質問力の高さにも感心しましたが、生徒会役員が「自分たちの力でこんな学校を作っていくたい」という明確な目標、思いをもって日々活動を展開している様子を知ることができ、たいへん頼もしく感じました。 生徒会役員との交流会は、中学生の意見を聞くことができる、たいへん貴重な機会であると考えています。 2 点目は 11 月 26 日にサーティホールにて開催されました「大東市小学校連合音楽会」です。 参加児童は、大舞台で緊張しながらも合唱や合奏を見事に披露し、練習の成果を存分に発揮してくれました。達成感や自信につながったものと思います。 ステージへの移動や鑑賞態度もよく、教員の指導が行き届いておりました。 全校が参加するこのような音楽会が継続して行われている市は少なくなっている状況ですが、児童にとってかけがえのない体験

となっていることはもとより、教員にとっても専門性、スキルの継承の場になっているのではないかと考えながら参観いたしました。

3点目は12月6日に開催されました「薬物乱用防止対話集会」でございます。

基調講演やパネルディスカッション、また諸福中学校生徒によるロールプレイングなどを通し、大切な自分を守るために薬物の危険性、恐ろしさを改めて強く認識し、若者のSOSを大人がどう受け止めていけばよいのか、今年もそのような機運を醸成する集会となりました。

改めまして長年にわたり小中学校において地道に啓発活動を行っていただいております、本市薬物乱用防止指導員の皆さまをはじめ関係者の皆様に感謝申し上げ、閉会のご挨拶をいたしました。

4点目は同じく6日に開催されました「図書館を使った調べる学習コンクール表彰式典」でございます。

今年度も多数の、そして優れた応募作品があり、市長賞をはじめ各賞の贈呈がありました。

児童生徒が自身が疑問に思ったこと、興味・関心のあることについて、主体的に調べ、本や人、施設と対話しながらテーマを掘り下げていく。そして考えをまとめ、作品に仕上げる。

これらは、まさに未来を生きる子どもたちにこれから益々必要となる、そして本市でも学校教育の中で大切にしたい力と重なっており、今年も「ここまでできるのか」と驚き、感心を超えた感動を覚えながら、ご挨拶と教育長賞の表彰をいたしました。

最後に15日から17日にございました本会議・一般質問でございます。教育に関して多様な角度からのご質問を今回もいただきましたが、私が答弁しましたのは「義務教育学校設立にかかる補助金・交付金に関して国への働きかけと内部調整について」

「共同親権について」「AI型デジタルドリルの予算執行について」の3件でございました。

一般質問内容につきましては、次回定例会にてご報告させていただきます。

幼稚園は23日に、小中学校は24日に2学期終業式を迎えました。

10月半ば以降、インフルエンザの流行により、とりわけ多くの小学校で学級閉鎖・学年閉鎖が相次ぎました。

子どもたちの健康回復を願いますとともに、3学期も状況を見守っていきたいと思っております。

今後の予定としまして、新年1月9日には「第2回総合教育会議」がございます。

「大東市教育大綱」策定についてが主なテーマとなります。

総合教育会議は、実効性のある教育の推進のために、市長と教育委員会が協議をする機関でありますので、教育の観点から、闘争的な議論を行ってまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましてはどうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

委員の皆様から何かご意見はございませんでしょうか。

岡本教育長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。
日程第2「教育長の報告」につきましては、以上で終了とします。

岡本教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

岡本教育長

まず、日程第3 教委報告第9号 大東市教育委員会事務局人事に係る臨時代理の報告について、及び日程第4 教委報告第10号 府費負担教職員の人事に関する内申に係る臨時代理の報告について、を議題とします。

岡本教育長

なお、これらの案件につきましては、大東市情報公開条例第6条第4号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思います。承認の委員は挙手をお願いします。

【挙手全員】

岡本教育長

ご異議なしと認めますので、それでは本件につきましては、非公開とさせていただきます。

【非公開】

岡本教育長

教委報告第9号及び教委報告第10号の審議が終了しましたので、ただ今から定例会を公開とします。

岡本教育長

次に、日程第5 教委議案第32号 大東市立中学校生徒の善行表彰について、提案理由の説明をお願いいたします。

吉田課長

教委議案第32号「大東市立中学校生徒の善行表彰について」、提案理由の説明をさせていただきます。

令和7年9月に、大東市立深野中学校の生徒10名が、登校途中に路上を歩く迷子の幼児を発見し、大阪府四條畷警察署まで同行し保護を依頼しました。当該生徒の善行につきまして、学校長からの推薦に基づき検討いたしましたところ、「大東市教育委員会表彰及び感謝状授与の基準等に関する要綱」第3条の表に掲げる「(2) 表彰規程第3条第2号に掲げる者」の表彰基準のうち「ア 人命救助、災害の未然防止その他これらに類する行為を行った者」に該当するものと認められ、「大東市教育委員会表彰及び感謝状授与に関する規程」第3条第2号に規定する「特に他の模範となる行為があった者」として表彰することにつきまして、同規程第8条「表彰を受けるべき者の選考は、教育長の選考に基づき委員会においてこれを行う。」という規定に基づき、本議案を提出させていただくものでございます。

なお、本議案のご議決がいただけましたら、学校長との調整を行った上で、表彰状の授与を執り行いたいと考えております。

以上が、「大東市立中学校生徒の善行表彰について」の内容でございます。

よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

岡本教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

岡本教育長

無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

岡本教育長

賛成全員により可決しました。では今ご議決いただきましたので先ほど事務局からありましたように、後日教育委員会として表彰をさせていただきます。

岡本教育長

以上で本日の議事を終わります。

岡本教育長

次に、日程第4 一般業務報告について でございます。

岡本教育長

1番、令和7年12月大東市議会定例月議会における議決事項について、報告をお願いします。

北本部長

『令和7年12月大東市議会定例月議会における議決事項等について』、報告申し上げます。

「令和7年12月定例月議会」は、本年11月26日から12月17日まで開催され、教育委員会事務局が所管いたしました条例案・予算案につきまして、両者とも「可決」されたところでございます。

まず、『大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例について』、報告申し上げます。

資料の右上に「令和7年12月定例月議会 議案第94号資料 教育総務部」と記しました、A4一枚の図を表記したものをご覧ください。

これは、去る10月23日に開催されました教育委員会定例会におきまして、「教委議案第27号」の意見聴取として、ご審議頂いたところでございます。

改正条例の内容は、「大東市立図書館」の事務につきまして、他の社会教育に関する教育機関同様、教育委員会の職務権限から市長の職務権限に変更するものでございます。

施行日は、令和8年4月1日でございます。

なお、改正条例の「可決」を受けまして、令和7年度中に、関連規則の改正等につきまして、改めてご審議頂く予定でございますので、その節は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

条例の報告は、以上でございます。

次に、『令和7年度大東市一般会計補正予算（第3次）について』、報告申し上げます。

「補正予算（第3次）」の資料をご覧願います。

こちらも、去る10月23日に開催されました教育委員会定例会におきまして、「教委議案第28号」の意見聴取として、ご審議頂いたところでございます。

予算の概要を説明申し上げます。

まず、「歳入」について、でございます。

「学校管理課」所管の、「学校施設環境改善交付金（小学校）」の減額、及び、次の「学校施設整備基金繰入金」の減額は、両者とも、四条北小学校の校舎空調機の整備方法を変更することによるものでございます。

次に、「歳出」について、でございます。

「学校管理課」所管の、「小学校維持管理・保健経費」の減額は、工事の執行が次年度に見送りとなった住道北小学校と住道南小学校体育館について、修正設計を行うため計上するもの、

また、四条北小学校の校舎空調整備について、工事を取り止め、リース方式に切り替えるため計上するもの、でございます。

次のページをお願いいたします。

次に、「債務負担行為」について、でございます。

「学校管理課」所管の、「小学校維持管理・保健経費」は、先ほど「歳出」で説明申し上げました、四条北小学校の校舎空調設備リースに伴うものでございます。

次の、「小学校給食運営経費」、及び、その下の、「中学校給食運営経費」は、主に、給食の賄材料費として、昨今の物価高騰に対応するための経費を計上するものでございます。

予算編成の過程におきまして、1食あたり15円分の上乗せを行い、平均300円とし、中学校におきましては、1食あたり20円分の上乗せを行い、375円とする賄材料費にかかる経費を計上することになったものでございます。

次の、「家庭・地域教育課」所管の、「家庭教育支援事業」は、企業版いくカフェの開催に係る委託料相当分を計上するものでございます。

予算の報告は、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

この件に関して、ご質問等はございませんか。

以上で本日の日程は全て終了となりました。

それでは、次回の日程につきまして事務局より報告をお願いします。

岡本教育長

次回、1月の教育委員会は令和8年1月16日午前10時00分からの開催をご提案申し上げます。

岡本教育長

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、次回は令和8年1月16日午前10時00分から開催することといたします。

岡本教育長

以上をもちまして、12月定例会を終了いたします。

以上

令和8年1月16日

岡本教育長

齊藤委員